

## 平成 21 年度第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合協議会幹事会 議事概要

### 1. 開催日時

平成 21 年 5 月 14 日（木） 午前 10 時～午前 11 時 28 分

### 2. 開催場所

東京区政会館 19 階 191 会議室

### 3. 出席幹事

千代田区保健福祉部長、荒川区福祉部長、港区国保年金課長、台東区健康部副参事、品川区国保医療年金課長、豊島区高齢者医療年金課長、江戸川区医療保険課長、三鷹市市民部長、青梅市市民部長、東久留米市福祉保険部長、調布市国保年金課長、稲城市保険年金課長、奥多摩町福祉保険課長、大島町住民課長（以上、幹事）

【欠席者】東大和市保険年金課長（代理として係長出席）

### 4. 事務局出席者

副広域連合長、総務部長、保険部長、保険部参事、総務部総務課長、総務部企画調整課長、保険部保険課長、会計管理者

### 5. 協議事項

保険料均等割額の 8.5 割軽減について（案）

### 6. 報告事項

- ① 後期高齢者医療制度の現況と課題（保険料関係）
- ② 医療費通知について
- ③ 被保険者資格証明書の取扱いについて
- ④ 平成 21 年度の予算について
- ⑤ 平成 21 年度広報計画について
- ⑥ 平成 20 年度お問合せセンターの実績報告について
- ⑦ 協議会部会の開催について
- ⑧ 東京都後期高齢者医療懇談会について
- ⑨ 平成 21 年度被保険者証等年次更新スケジュールについて
- ⑩ 後期高齢者医療制度における事務説明会の開催について
- ⑪ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得について

## 7. 議事概要

### 《合田副広域連合長挨拶》

- ・ 今年度は 22・23 年度の保険料率を決定する年。
- ・ 広域連合の全国組織が 6 月 3 日に立ち上がり、多田連合長が全国組織の副会長に就任予定。今後は、全国の間でも、制度を運営する側から積極的に意見を述べ、反映をさせていきたい。
- ・ 後期高齢者医療制度の運営には、幹事をはじめ、区市町村との緊密な連携が制度の安定化には不可欠。

### 《役員を選出》

- ・ 幹事長には千代田区渡辺部長、副幹事長には三鷹市高部部長が選出された。

### 《協議事項》

#### 保険料均等割額 8.5 割軽減について（案）

- ・ 経済対策により平成 21 年度も均等割額 8.5 割軽減が継続される。
- ・ 7 割軽減を 8.5 割軽減とする措置に要する経費は、国が全額負担する。
- ・ 算出方法により 5,600 円となること、平成 20 年度との差額の 200 円を軽減し 5,400 円とする（不均一賦課地域は 4,800 円又は 4,500 円）。
- ・ 200 円を軽減する経費は約 3,200 万円で、広域連合が手当てする。その財源としては、財政調整基金を想定している。区市町村に新たな負担は生じないと考えている。
- ・ 保険料の平成 21 年度当初算定は 7 月 1 日を予定している。
- ・ 当初算定に間に合うよう所要の条例改正等は、専決処分により行う予定。

### 《報告事項》

#### ① 後期高齢者医療制度の現況と課題（保険料関係）

- ・ 平成 20 年度、被保険者数の年間平均は約 108 万人であり、約 5 万人の増。
- ・ 平成 21 年 2 月末の被保険者の内訳は、1 割負担の方が約 90 万人（82.7%）、3 割負担の方が約 19 万人（17.3%）。
- ・ 平成 20 年度給付費等の実績は、約 7,446 億円程度の見込み（当初見込みに比較して約 9.5%の減）。
- ・ 平成 20・21 年度の保険料率は、政令どおり算定した場合にこれまでの国保保険料と比較して著しく高くなることから、区市町村との協議により 2 年間の措置として、一定の対策を講じた。国においても保険料の負担軽減策が講じられた。
- ・ 東京都広域連合が 2 年間の措置として実施した軽減対策は、本来保険料に算入するものを区市町村が一般財源で補填している以下の 4 項目の特別対策があり、これにより区市町村は、毎年約 100 億円を拠出している。
  - (1) 保険料未収金補填分の軽減として約 25 億円
  - (2) 審査支払手数料の軽減として約 35 億円
  - (3) 財税安定化基金拠出金分の軽減として約 8 億円

- (4) 葬祭費を区市町村の単独施策にしたことによる軽減約 33 億円
- ・ 所得の少ない被保険者、旧ただし書き所得 55 万円、厚生年金の一般的な収入 208 万円までの方にかかる所得割額を段階的に軽減。国も軽減策を実施したことにより、100%及び 75%軽減部分のみが東京都広域連合の独自策となった。
  - ・ 国の対策は次のとおり。
    - (1) 均等割額 7 割軽減該当者を一律 8.5 割軽減とすること
    - (2) 所得割を負担する方のうち、年金収入 211 万円までの方について、所得割額を 50%軽減する。
  - ・ 保険料率等の全国比較で東京都広域連合は、均等割額で全国 39 位、所得割率が 46 位、平均保険料額は 2 位。均等割額、所得割額が低いにもかかわらず、平均保険料額が高い理由は、所得の高い方が多いため。
  - ・ 平成 22、23 年度保険料算定に当たっての課題は次の 2 項目。
    - (1) 葬祭費の給付については、全国の実施状況を踏まえて検討する必要がある。
    - (2) 所得割額の 100%軽減及び 75%軽減について、東京都広域連合が当初所得割部分について 100%、75%、50%、25%の段階的な軽減を行ったが、その後の国の軽減策による 100%、及び 75%部分のみが単独施策となっており、特別対策と合わせて検討する必要がある。
  - ・ 国や都に要請する事項として、国には療養給付に対する国庫分について 4/12 を確保し、所得水準で調整する部分については、別枠で措置することを求め、都には必要な財政支援を求めていく。
  - ・ 今後の予定は、5 月末から 6 月初旬までに区市町村の意向を伺い、第 1 次試案を作成し、7 月初旬ごろ区市町村に説明をする予定。その後、幹事会、協議会の了承を経て、最終的には区市町村の予算編成を考慮し、11 月の広域連合議会に提案したい。
  - ・ 国の動向によっては、年内に保険料算定ができずに 1 月に最終案を提出することも考えられる。
  - ・ 決算剰余金は約 200 億円の見込み。国や都等との精算があり、減る可能性がある。また、保険料の算定に当たり剰余金の額は今後さらに精査する。
  - ・ 剰余金については、介護保険などを参考に、広域連合特別会計調整基金に積み立てるなど運用方法を検討する。
  - ・ 平成 22 年度・平成 23 年度保険料算定に当たっての課題として、4 項目の特別対策、所得割額の 100%軽減及び 75%軽減について、検討する必要がある。
  - ・ その他、必要な財政支援など国や都に要請していく。

## ② 医療費通知について

- ・ 医療費等通知実施要綱を作成した。
- ・ 通知は年 2 回。
- ・ 第 1 回は 5 月、第 2 回は 11 月を予定。平成 21 年度は 11 月のみの実施。
- ・ 5 月の通知は 7 月分から 12 月分までの医療費等、11 月の通知は 1 月分から 6 月分まで

の医療費等を対象とする。

- ・ 通知は、診療報酬及び訪問看護療養費は、合計点数 3,000 点を超える月を有する被保険者、療養費は支給を受けた月を有する被保険者に送付する。
- ・ 医療費通知には、医療費の総額を記載するか、本人が負担した額の合計を記載するか検討する。
- ・ 医療費通知を発送することにあたり、7 月に発行予定の「東京いきいき通信」、各区市町村での広報誌（紙）に掲載する予定。

### ③ 被保険者資格証明書の取扱いについて

- ・ 厚生労働省から被保険者資格証明書の運用に係る留意点等（案）が示されたが、広域連合としては、すでに制定した被保険者資格証明書の取扱いに関する要綱及び被保険者資格証明書の交付・解除等に関する指針により対応する。
- ・ 具体的な交付時期は、保険証の一斉更新時となる平成 22 年 8 月を予定。具体的には保険料部会で検討する。
- ・ 短期証についても、広域連合で制定した要綱に基づく。短期証の交付についても、具体的には保険料部会で検討する。
- ・ 国が示している保険料の滞納処分の積極的な実施に向けた対応については、保険料部会で検討するとともに、区市町村と協議していく。

### ④ 平成 21 年度の予算について

- ・ 広域連合の平成 21 年度予算は約 9,410 億円。
- ・ 一般会計予算は約 42 億円、特別会計予算は約 9,368 億円。
- ・ 区市町村に負担いただく額は当初予算で算定する。ただし、療養給付費負担金、保険料負担金、審査支払手数料負担金は、前年度精算分等を勘案し 10 月以降に調整する。

### ⑤ 平成 21 年度広報計画について

- ・ 平成 21 年度広報計画を策定した。
- ・ 「いきいき通信」を 7 月 10 日に発行予定。
- ・ 保険料の改定時期でもあるため、広報のあり方や頻度について広報部会でも検討しながら、進めていく。
- ・ 広報部会を設置し、第 1 回会議を開催した。
- ・ 現在、英字の小冊子を作成しているが、今後、ハングルや中国語等その他の言語によるものの必要性についても検討する。

### ⑥ 平成 20 年度お問合せセンターの実績報告について

- ・ 平成 20 年 3 月 10 日からお問合せセンターを設置している。
- ・ お問合せの内容により、制度・政策・その他全般に関することは広域連合、個人情報・区市町村独自の政策に関することは区市町村にエスカレーションをお願いしている。

- ・ 平成 20 年度、お問合せセンターで受け付けた件数は 41,764 件。
- ・ 受け付けた件数のうち、エスカレーションした件数は 726 件（区市町村 267 件、広域連合 459 件）。

⑦ 協議会部会の開催状況について

- ・ 平成 21 年度は資格、給付、保険料、保健事業、電算、広報の 6 つの部会を設置した。
- ・ 平成 20 年度の開催実績と平成 21 年度の開催予定を報告した。

⑧ 東京都後期高齢者医療懇談会について

- ・ この度、委員数を 14 名から 16 名に変更した。
- ・ 委員の選出母体として、新たに東京都社会福祉協議会、東京都民生児童委員連合会、東京都看護協会、国民健康保険担当課長（特別区・市町村）を加えた。

⑨ 平成 21 年度被保険者証等年次更新スケジュールについて

- ・ スケジュールを提示し報告した。

⑩ 後期高齢者医療制度における事務説明会の開催について

- ・ 資格、給付、点検、保険料、保健事業等について実務担当職員向けの説明会を 6 月 5 日（金）午前 10 時から東京区政会館 20 階において開催する。

⑪ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得について

- ・ 平成 21 年 3 月 13 日認証を取得した。